

看護未来塾第2回勉強会企画

【テーマ1】介護保険制度改正の底流にある課題と看護

【担当者】太田、川原、中島、前原、正木、山本（五十音順）

【企画の意図】

少子高齢社会に対応すべく、我が国の社会保障と医療保障は変遷し続けている。本テーマのコンセプトは、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律（2017.5. 25）」が看護実践・研究・教育のパラダイムチェンジにおける好機か？危機か？今後、これを探求する重要な素材（教材）としてこれまでに幾度も改正されてきた介護保険法とその底流に流れている社会保障や医療保障の方向性を正しく勉強することである。

今回の改正で、「医療保険の現役並所得」がある場合は2割から3割に自己負担額は引き上げられるが、2割負担者の生活実態などの把握などがなされないままの引き上げによる利用抑制がもたらされること、また、介護保険料の抑制を目指し、国、都道府県が市町村に「被保険者への地域における日常生活の支援、要介護状態となることの予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化防止および介護給付等に要する費用の適正化」を目的にした「自立支援等施策」を行うことを義務化し、その実施については「適切な指標による実績評価」を行いつつ、「財政的インセンティブの付与」を与えるというものである。

一方、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設し2025年までの「病床数」の大幅削減（最大13万床）を考えている。

全ては、「公助」の拡充ではない「共助」「自助」「互助」の果たす役割を意識した取組が必要とされるなど、これまでの保健医療福祉の提供体制のパラダイムの転換が求められているのである。言い換えれば、ケアの受け手と担い手という枠組みを超え、地域の皆で「ケアを支え、医療を支える」方向性に向けて“舵を切る”新たな理念と方法と手段の探索が求められるのである。

果たして、このような力を我々看護職は十分に有しているのだろうか、あるいはこれらの能力を育成する教育を行っているのだろうか。介護保険制度改正の底流にある課題をにらみつつ、30年後、50年後に求められる看護職のあり方について考えてみたい。

【分科会の流れ】

13:15～13:20 企画の主旨説明

13:20～13:50 話題提供 森山幹夫氏 「介護保険制度改正の底流にある課題」

13:50～14:15 ディスカッション